

一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば



目次

- 新年のご挨拶 ●2- 3
- 日本年金機構からのお知らせ ●
 - ・「オンライン事業所年金情報サービス」は
より多くの方が利用できるようになりました！ ... 5
- 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●
 - ・各種お手続きの電子申請が可能になります！ 6
 - ・「医療費のお知らせ」をお送りします 7
 - ・ 7
 - ・ 仕事中・通勤途中のケガ等には健康保険をご使用いただけません

●千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- ・いちご狩り補助券配付中！ 8
- ・潮干狩り補助券を配付します！ 8
- ・会員情報に変更はありませんか？ 9

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応しています



新年のご挨拶



一般財団法人 千葉県社会保険協会
会長 熊谷 俊行

新年あけましておめでとうございます。

令和八年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶び申し上げます。

また、昨年中は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜りましたこと、本欄をお借りし心から御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、2025年の世界経済は、米国の通商政策等の影響で不確実性が高まりましたが、AI関連投資の拡大や各国の政策対応により底堅さを維持しました。

国際通貨基金においては、2025年10月の世界経済見通しでGDP成長率を3.2%と7月より0.2ポイント上方修正した一方で、関税・貿易摩擦の継続や世界的なインフレ圧力、資源価格の変動など継続的な課題も残されています。本年を展望してみますと、世界経済が貿易摩擦に段階的に対応していることに加え、AIやDXなどの技術革新、再生可能エネルギーへのシフト等が加速し、安定的かつ持続的な成長が期待されます。

国内経済においては、各国の通商政策等が及ぼす影響や金融・為替市場の動向、物価高による個人消費の動向等には注意を払う必要はあるものの、賃上げ率やボーナス支給額の増加など雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しています。企業収益においても、一部で関税の影響はみられますが、政府の経済対策などの後押しもあり、全体としては高水準を維持しております。人手不足やデジタル化への対応、サプライチェーンの強靱化などを中心に今後においても投資意欲の高まりが期待されます。

次に、医療保険制度についてみますと、厚生労働省の社会保障審議会では、「出産等の次世代支援を進める視点」を含めた医療保険制度改革が議論されております。疾病や傷病に備える「医療」保険の検討に次世代支援の視点を含めることのようにですが、そもそも健康保険法においては、疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うものとされており、出産はともかく「次世代支援」は給付の対象として明記されていないようです。

では、医療保険制度においては次世代支援のためになにができるのでしょうか。思い浮かぶのは2024年度から始まった補助金事業である「出産・子育ての安心につながる環境整備」がございしますが、今年度より始まる「子ども・子育て支援金」の財源をめぐる議論（保険料か税金か）は、社会保障財源の大きな転換点になったのではないのでしょうか。

いま医療保険制度は、厳しい財政状況の中、給付範囲を見直すことで重点化・効率化を目指していますが、その一方で、見直しにあたって「出産等の次世代支援を進める視点」を加えるのは、給付範囲が広がるようにも感じられます。

いずれにしても、医療保険制度改革については、緻密な議論を重ねていくべきではありますが、これらの制度は国民生活に直結することからも、早急な対応を望むものであります。

次に、年金制度についてみますと、昨年6月に年金制度改正法が公布されました。改正内容としましては、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引き上げ、将来の基礎年金の給付水準の底上げ、私的年金制度の見直し等、所要の措置が講じられることとなりました。近時の改正議論において懸案とされてきた課題にも対応しており、全体として評価すべき改定となっております。

しかしながら、各改定事項には留意点もございします。例えば、在職老齢年金制度の見直しひとつとってみても、残念ながら支給停止基準額は「51万円」から「62万円」への引き上げに止まりましたが、高齢者の活躍を後押しし、働きたい高齢者がより働きやすい仕組みとするという改正趣旨を徹底するためにも、廃止に向けた議論の継続は必要であるものと考えます。

関係者にとっては引き続き、十分な周知や広報を含め円滑な制度改正の実施を図りつつ、当面必要となる配慮・支援措置、そして将来に向けた検討の継続を行っていただきたいものであります。

私ども社会保険協会といたしましても、社会保険制度の普及周知に向け、皆様方のご期待に沿うよう一層の努力をするとともに、各種事業を積極的に推進し、被保険者やご家族の皆様方の健康並びに福利増進に努めてまいり所存でございますので、本年も引き続き会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、皆様のご多幸と会員各企業のご発展を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



日本年金機構南関東地域第二部
部長 三浦 秀晴

新年あけましておめでとうございます。

皆様にはお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また旧年中は、年金業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本年金機構においては、お客様手続きの負担軽減、利便性の向上、正確・迅速な業務の実現に向け、引き続きオンラインサービスの拡充と利用促進に取り組んでいます。

電子申請につきましては、令和6年度の累計としまして、資格取得届や賞与支払届といった主要7届書の電子申請の割合が約74%となっております。また、社会保険料額情報や被保険者情報をデータで受け取れるオンライン事業所年金情報サービスにつきましては、サービス開始（令和5年1月）からの総利用事業所数が163,892社となり年々増加しております。今後もお客様のニーズを踏まえ質の高いオンラインサービスとなるようより一層拡充してまいりますので、是非オンラインサービスをご活用いただきますようお願い申し上げます。

日本年金機構の役割は、複雑な年金制度を実務にする機関として、無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性を維持し、年金受給者に正しく確実に年金をお支払いすることにより、国民生活の安定と安心に貢献することです。働き方の多様化による人手不足、増加する外国人への対応等、年金制度をとりまく社会経済環境の変化に適切に対応し国民生活の安心を支え、お客様から信頼される組織となるよう、組織一体となって全力で取り組んでまいります。

年頭にあたり、事業主のみなさま並びに被保険者のみなさまが健やかな一年を過ごされることを祈念し、ごあいさつとさせていただきます。



全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 信行

謹んで新春の祝詞を申し上げます。旧年中は、協会けんぽの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年12月に従来の健康保険証の利用が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ完全移行されました。政府が推奨する医療DXとは、デジタル技術を活用し、より質の高い医療提供や効率化を目指す取組のことですが、マイナ保険証の利用は、この医療DXの基盤となるものです。協会けんぽでは、加入者の皆さまがこれまで以上により良い医療を受けられるよう、引き続きマイナ保険証の利用普及を進めてまいります。

さて、協会けんぽでは、本年1月13日から各種お手続きがご自宅や職場のパソコン、スマートフォンから可能となる「電子申請サービス」を開始いたします。電子申請は、郵送の手間や時間、費用がかからず、オンラインで手続きを完了させることができます。また、1月26日には、「けんぽアプリ」をリリースいたします。リリース直後は健康情報の発信がメインとなりますが、健診予約やデジタルな健康手帳といった新たなサービスの提供など、段階的に機能拡充を図っていく予定です。先述の電子申請は、けんぽアプリから行うことも可能です。協会けんぽの新たなサービスである電子申請とけんぽアプリを是非ともご利用ください。

協会けんぽでは本年も特定健診・特定保健指導、コラボヘルス等の取組を通じ、加入者の皆さまの健康づくりを支援するとともに、ジェネリック医薬品やバイオシミラーの使用促進、上手な医療のかかり方の発信など、医療費適正化に資する取組を進めてまいります。また、近年は外国人加入者が急増していることから、コールセンターやホームページの外国語対応のほか、送付する文書に翻訳や音声確認を利用できる二次元コードを印字するなど、日本語が不得手な外国人の方でも協会けんぽの必要な情報にアクセスできるよう、環境整備を行ってまいります。

加入者の皆さまに「協会けんぽの加入者でよかった」と実感していただけるよう、本年も職員一丸となり各種業務に取り組んでまいりますので、何卒、倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、千葉県社会保険協会様の益々のご発展と、会員の皆様にとりまして、幸多い一年となることを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆さまへ

「オンライン事業所年金情報サービス」は
より多くの方が利用できるようになりました！

オンライン事業所年金情報サービスとは？

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

【受け取り可能な主な情報】

名称	内容
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。
被保険者データ	届書作成プログラムで届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。 ※届書作成プログラムは日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアです。
決定通知書	提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。

オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット

- 
連絡不要で、定期的に受け取りが可能
 1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書を受け取れます。これまでのように情報が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はありません。
- 
紙よりも早く受け取り・確認が可能
 例えば、保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取り・確認することができます。
- 
いつでもどこでも確認が可能
 24時間365日オンラインで確認できます。また、担当者間での情報共有が容易になります。
- 
簡単に電子申請が可能
 被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

電子証明書をお持ちの方や社会保険労務士の方も利用可能に！

○事業主の方向け

これまでにはGビズIDをお持ちの方のみサービスの利用が可能でしたが、電子証明書をお持ちの方もサービスの利用が可能になりました。

○社会保険労務士の方向け

社会保険労務士の方も被保険者データの受け取りが可能になりました。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行ってください。

日本年金機構からのお知らせ

オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法

STEP1

「GビズID」または「電子証明書」を用意します。

<GビズID>

GビズIDは無料で取得できます。
詳しくはGビズIDのホームページを
ご確認ください。



GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

<電子証明書>

利用可能な電子証明書は
日本年金機構ホームページを
ご確認ください。

STEP2

e-Govへログインのうえ、マイページから[電子送達申込み]を選択します。

e-Govアカウントログイン

メールアドレス
パスワード
パスワードを忘れた方
ログイン
e-Govアカウント登録ページへ
または以下のアカウントでログイン
GビズIDでログイン
Microsoftでログイン
Googleでログイン

利用可能な
アカウントで
ログイン

e-GOV 電子申請

マイページ | 手続き表 | 手続きブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

申請案件に関する通知 1件 | 手続きに関するご案内 0件 | 公文書 0件 | 電子送達 15件

リニューアル前に申請した案件をアカウントに紐づけ | 作成済みの申請書を確認 | 電子送達申込み | 電子送達申込み状況一覧

e-Govマイページから
[電子送達申込み] を選択

STEP3

電子送付開始手続きの[申込み入力へ]を選択のうえ、必要な情報を入力し、提出します。

e-GOV 電子申請

マイページ | 手続き表 | 手続きブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

電子送達申込み一覧

行政機関からの電子送達を受けるにあたり、利用申込み必要とするものの一覧です。

【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続き
日本年金機構から社会保険料額情報等をオンライン上で業務的に受け取る際の申請です。
GビズID電子署名(必須)

【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付変更手続き
日本年金機構からオンライン上で業務的に受け取る情報を変更する際の申請です。
GビズID電子署名(必須)

【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付停止手続き
日本年金機構からオンラインでの情報の受け取りを停止する際の申請です。
GビズID電子署名(必須)

電子送付開始手続きの
[申込み入力へ] を選択

GビズID以外のアカウントで
ログインした場合は提出時に
電子証明書を添付

電子送付開始手続きの事業所情報
事業所整理記号・事業所番号を入力してください。

事業所整理記号 (例: 2101-イロハ) 2101-イロハ
事業所番号 (例: 01234) 01234

情報・通知書ごとの電子送付希望
電子送付を希望する場合は「希望する」を選択してください。希
※ 電子送付する情報・通知書の変更は随時「電子送付変更手続
社会保険料額情報 希望する 月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。
 希望しない
保険料納入告知額・徴収額通知書 希望する 社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座
振替額を随時電
 希望しない
保険料増減内訳書 希望する 資格取
基本保険料算出内訳書 希望する 9月分
 希望しない ※ 毎年7月に提出される算定基礎額が最初に反映される月

情報・通知書ごと
に希望を選択

提出先選択
提出先の機関を選択してください。 提出先を選択

キャンセル | 申請データを保存 | 一時保存して申請 | 内容を確定

ご利用方法等の詳細な情報は日本年金機構
ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

- 電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でもうけたまわります。
ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
※ 050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00 / 第2土曜日：9：30～16：00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- 管轄の年金事務所でもお問い合わせをうけたまわります。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

各種お手続きの 電子申請が 可能になります!

詳しくはコチラ!

令和8年
1月から!

各種給付金（傷病手当金等）や任意継続健康保険、特定健診受診券等のお手続きについて、電子申請サービスがご利用いただけるようになります。

利用可能時間

平日 **8時～21時**

※土日祝日および
年末年始（12/29～1/3）
を除く

令和8年
1月13日（火）
8時から
利用開始予定!



利用対象者

- **被保険者**
- **被扶養者（一部申請に限る）**
- **社会保険労務士**



※被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードで本人確認を行うため、**マイナンバーカードをお持ちの方のみ**利用可能です。

※社会保険労務士は、事前にユーザーID/パスワードの取得が必要です。また、特定健診受診券および特定保健指導利用券にかかる申請代行はできません。

電子申請利用の流れ

Step1

「協会けんぽホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログイン

Step2

希望する申請書を選択し、マイナンバーカードを利用して本人確認を実施

Step3

申請情報を入力

※添付書類は電子ファイルでアップロード

申請完了



電子申請ってこんなに「便利」なんです!

✓ 郵送などにかかっていた
手間・時間・費用が削減できます

✓ スマホやパソコンから
申請後の処理状況が確認可能です

✓ ほぼすべての
申請書に対応しています

令和8年1月下旬スタート予定!

けんぽアプリをリリースします

段階的に様々な
便利機能を
追加予定

協会けんぽでは、すべての加入者さまとつながるスマートフォンアプリケーション「けんぽアプリ」をリリース予定です。

アプリで ● 電子申請の利用
できること ● 皆さまの健康に役立つ情報のお届け

これからは**電子申請、けんぽアプリ**をぜひご利用ください!

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

「医療費のお知らせ」をお送りします



協会けんぽでは、加入者の皆さまに健康保険で診療を受けられた医療費について確認していただき、健康や医療に対する認識を深め、健康保険事業の健全な運営を図るため、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしております。

医療費のお知らせ
について詳しくは
こちら



送付時期

令和8年1月13日 ~ 令和8年1月23日

送付先

お勤め先の事業所

ご担当者さまへのお願い

開封せずに

従業員の皆さまにお渡しください

対象期間

令和6年9月診療分 ~ 令和7年8月診療分

※医療費のお知らせの作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要ですが、このデータが協会けんぽに届くまでに最短でも3か月かかります。お知らせに記載されていない医療費につきましては、お手元の領収書よりご確認ください。

**重要な
お知らせ**

「医療費のお知らせ」の発送は、
今回送付分をもって

終了いたします

「医療費のお知らせ」の発送は、マイナポータル等のデジタル化の推進に伴い、令和8年1月分の送付をもって終了いたします。医療費情報のご確認は、ぜひマイナポータルをご利用ください。

※今後「医療費のお知らせ」の発行を希望される方は、その都度協会けんぽ千葉支部（レセプトグループ）にご連絡ください（「医療費のお知らせ依頼書」の提出が必要です）。

「医療費の
お知らせ依頼書」
はこちら



医療費控除の確定申告は、

**マイナポータル
連携** をご利用
ください！

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続きにおいて、マイナポータル経由で取得した医療費情報等が申告書の該当項目に自動で入力される便利な機能です。

※はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費などマイナポータル連携で取得できない情報もあります。

※詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。

マイナポータル
連携特設ページ
(国税庁)も
ご覧ください



！ ご注意ください

工作中・通勤途中のケガ等には **健康保険をご使用いただけません**

ケガ等により健康保険で医療機関を受診された場合は、以下の「健康保険が使えない」ケースに該当しないか確認をさせていただくため、文書による照会を行う場合があります。

照会文書「負傷原因回答票」が届いた際は必ずご回答のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

健康保険が
使える

- プライベートでのケガ
- 第三者行為によるケガ (交通事故や暴力など)

「第三者行為による傷病届」を提出
いただく必要があります。

「第三者行為による傷病届」はこちら



健康保険が
使えない

- × 業務上の理由により病気やケガをしたとき (業務災害)
- × 通勤途中にケガをしたとき (通勤災害)

労災保険のご相談は事業所を管轄する
労働基準監督署へご連絡ください。

労働基準監督署の管轄地域と連絡先はこちら



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645

千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階



043-332-2811

営業時間 平日 8:30~17:15

千葉県社会保険協会からのお知らせ

大好評!



いちご狩り補助券

5月まで利用可能

配付中!

山武市と船橋市の2地区

補助券について

※1地区 1事業所 15枚まで。補助券がなくなり次第配付を終了します。

利用対象者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法

「申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手貼付・送付先明記)を必ず同封のうえ下記までご郵送ください。※必ず社会保険ちば2025秋号の申込書(コピー)、もしくは当協会HPの会員専用ページでダウンロードした申込書でお申込ください。

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会

2/2から配付開始!

木更津市
江川海岸

「潮干狩り」

補助券を配付します!



ところ

木更津市江川海岸 潮干狩り場
新木更津市漁業協同組合岩根支所
(旧 江川漁業協同組合)

☎0438-41-1960(営業時間のみ)

☎0438-41-2234(代) 木更津市江川576-6

HP <http://egawa-gyokyou.or.jp>



利用期間

令和8年 3月20日(祝・金)~6月28日(日)



補助券について

※1事業所 計25枚まで。補助券がなくなり次第配付を終了します。

利用対象者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法

「申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手貼付・送付先明記)を必ず同封のうえ下記までご郵送ください。※必ず社会保険ちば2026冬号の申込書(コピー)、もしくは当協会HPの会員専用ページでダウンロードした申込書でお申込ください。※配付は2月2日(月)から順次行います。

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会

会員情報に変更はありませんか？



移転した

電話番号が変わる

従業員が増えた／減った

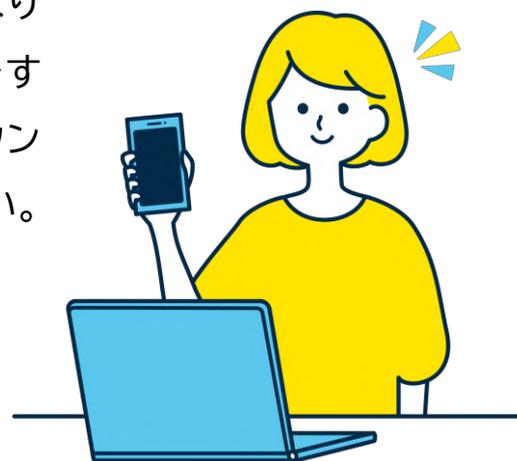
…など

会員事業所の情報につきまして、変更がある場合は、当協会までご連絡ください。

当協会ホームページの「各種申請」から「会員情報変更」よりWebもしくはFAXにて届出ができます。FAXにて届出をする場合は、上記「会員情報変更」ページより届出用紙をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ当協会まで送信ください。

FAX 043-233-3973

※右の二次元コードを読み取りますと、届出フォームにとべます。



※被保険者数の変更連絡について

- ・令和8年1月31日現在における被保険者(健康保険・厚生年金保険被保険者)数をご連絡ください。
- ・変更により、令和7年→令和8年で **年会費額が変更する場合のみ**ご連絡ください。
- ・被保険者数に変更していても年会費が同額の場合、ご連絡は不要です。
- ・年会費額は、下記「協会費内訳表」をご参照ください。

協会費内訳表 ※年会費額は、被保険者(健康保険・厚生年金保険被保険者)数により決定します。

被保険者数	会費年額	被保険者数	会費年額	被保険者数	会費年額
10人未満	3,200円	50～99人	7,500円	1,000～1,999人	43,000円
10～19人	4,500円	100～299人	9,600円	2,000～2,999人	60,000円
20～29人	5,500円	300～499人	14,000円	3,000～4,999人	68,000円
30～49人	6,500円	500～999人	20,000円	5,000人以上	77,000円

記事提供/日本年金機構・全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部